

## 公共建築物マネジメント検討作業部会設置要綱

### (設置)

第1条 公共施設マネジメント推進部会設置要綱第5条の規定に基づく作業部会として、公共建築物マネジメント検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共建築物のマネジメントに関すること
- (2) 公共施設マネジメント推進部会の運営を円滑に遂行するための事前協議又は調整に関すること
- (3) その他前2号に関連する事項に関すること

### (構成)

第3条 作業部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 作業部会に会長及び副会長を置き、会長は資産管理部長を、副会長は宮繕部長をもって充てる。
- 3 会長は作業部会を総括する。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 作業部会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、作業部会の会議に作業部会員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第5条 作業部会における庶務は、財務局資産管理部施設マネジメント推進課において処理する。

#### 付 則

この要綱は、令和元年6月5日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

|                       |
|-----------------------|
| 資産管理部長                |
| 営繕部長                  |
| 政策局参与（施設・まちづくり担当）     |
| 政策推進課担当課長（施設・まちづくり）   |
| 政策推進課担当課長（政策経営）       |
| 財政課長                  |
| 管財課担当課長（資産活用）         |
| 施設マネジメント推進課長          |
| 庁舎管理課長                |
| 営繕課長                  |
| 設備課長                  |
| 学校施設保全課長              |
| 公共施設保全課長              |
| 住宅整備課長                |
| 教育委員会 学校管理課長          |
| 教育委員会 学校管理課担当課長（施設整備） |